

黄色は 2024年度に追加

『手話通訳Ⅰーホップ ステップ ジャンプー』テキスト 増刷に伴う修正一覧 [最新:第3版(2017年5月1日発行)まで]

誤字・脱字等の訂正

頁	場所	誤	→	正	訂正した内容の説明	修正版
57	第26講座 「政見放送」本文 右下5行目	参議院比例代表選挙、道府県知事選挙について手話通訳が保障		参議院比例代表選挙、 <del>都</del> 道府県知事選挙について手話通訳が保障	「都」を追加	(未) 第4版で修正予定

『手話通訳Ⅱーホップ ステップ ジャンプー』テキスト 増刷に伴う修正一覧 [最新:第5版(2015年8月1日発行)まで]

内容にかかわる修正

頁	場所	誤	→	正	修正した内容の説明	修正版
12	第3講座 下から10行目	私/仕事/ <del>本</del> /もらう/むずかしい/(指さし)		私/仕事/もらう/むずかしい/(指さし)	「本」を削除	第5版 2024.7.1発行
58	第26講座 会話 下から4行目	書類が届いたら期日までに <b>その</b> 金額を		書類が届いたら <b>その</b> 期日までに金額を	「その」の位置を修正	第2版 2014.4.12発
63	第28講座 「役割のイメージを作る」の説明文	【登場人物】をよく読み、役割のイメージを把握しましょう。 ※設定された人物の条件は、変えないでください。		【登場人物】をよく読み、役割のイメージを把握しましょう。 事実の確認をしておきましょう。 セリフとして言わなければならない事実 : 行動として表現しなければならない事実 : 役割を演じるために頭に入れておいてほしい事実	文言の修正	第4版 2015.8.1発行

『手話通訳者養成のための講義テキスト 改訂版』 増刷に伴う修正一覧 [最新:第3版(2023年6月22日発行)まで]

内容にかかわる修正

頁	場所	誤	→	正	修正した内容の説明	修正版
8	「手話通訳の心構え」	表1 上19段目	1994(平成6)年 参議院選挙政見放送の一部に手話通訳導入	1995(平成7)年 参議院選挙政見放送の一部に手話通訳導入	「1994(平成6)」→「1995(平成7)」に修正	
表1 下4段目		2012(平成24)年 道路交通法の改正により条件つきで	2008(平成20)年 道路交通法の改正により条件つきで	「2012(平成24)」→「2008(平成20)」に修正		
32	「障害者福祉概論」	(2)訓練等給付の囲み 上4行目	③就労継続支援(A型・雇用型・B型・非雇用型)：一般企業での就労が困難な人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。	③就労継続支援：一般企業での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。雇用契約を結ぶA型、結ばないB型がある。	修正	
43		左段上7行目	『手話通訳制度調査検討報告書』(1985(昭和60)年)にある手話通訳士の専門性	『手話通訳士(仮称)認定基準等に関する報告書』(1988(昭和63)年)にある手話通訳士の専門性	報告書名の修正	
45	「手話通訳の理念と仕事Ⅰ」	右段下11行目	(3)手話通訳士(仮称)認定基準等に関する報告書 1988(昭和63)年には、厚生労働省(当時厚生省、以下同じ)公認の手話通訳士資格認定制度創設に向け「手話通訳士(仮称)認定基準等に関する報告書」(以下、報告書	(3)手話通訳制度調査検討報告書 1985(昭和60)、厚生労働省(当時厚生省、以下同じ)手話通訳制度創設に向け「手話通訳制度調査検討報告書」(以下、報告書	報告書名の修正	第3版 2023.6.22発行
46		左段上7行目	ただし、「手話通訳士」は設置場所・地域等により、上記①②以外の業務を行うことも考慮する必要があります。	(削除)	文の削除	
54		「ことばの仕組みⅡ 音声言語」	右段上22行目	「今日(きよー)」は抑音+長音ですから音節としては1音節です。拍としては2音節になります。	「今日(きよー)」は抑音+長音ですから音節としては1音節です。拍としては2拍になります。	「音節」→「拍」に修正
55	右段下5行目		雨(高低)ー鉛(低高)、箸(低高)ー橋(高低)(共に標準的なアクセント)	雨(高低)ー鉛(低高)、箸(高低)ー橋(低高)(共に標準的なアクセント)	「箸(高低)ー橋(低高)」に修正	
56		左段上19行目	長い きれい	長い	「きれい」を削除	
72	「手話通訳の理念と仕事Ⅱ」	右段上10行目	かなり広範囲に及んでいる実態が明らかになっています。ここに右記を加筆	市町村の実態は報告書で確認し、自分の地域の実態も確認しましょう。	加筆	第2版 2021.5.24発行
73		左段上3行目	雇用された手話通訳者と登録された手話通訳者という2つの身分・業務形態を見てください。	手話通訳者の業務は多様で地域によっても違いがありますが、ここでは、ある程度まとめて簡単に整理しています。	修正	

誤字・脱字等の訂正

頁	場所	誤	→	正	訂正した内容の説明	修正版
24	「障害者福祉概論」	図1 地域生活支援事業の囲み 右側上2行目	専門性の高い意思疎通支援を行う者の要請・派遣	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣	「要請」→「養成」に訂正	第3版 2023.6.22発行
33		2 地域生活支援事業の7行目	意思疎通支援事業とは、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のために、意思疎通を図ることに支障のある障害者等	意思疎通支援事業とは、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のために、意思疎通を図ることに支障のある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する	「意志」→「意思」に訂正	
33		2 地域生活支援事業の14行目	④情報・意思疎通支援用具(点字器、人工喉頭等)	④情報・意思疎通支援用具(点字器、人工喉頭等)		
39	「ソーシャルワーク概論」	右段上16行目	バウンダリーとは支援者と非支援者の関係における境界線	バウンダリーとは支援者と被支援者の関係における境界線	「非支援者」→「被支援者」に訂正	
44	「手話通訳の理念と仕事Ⅰ」	右段下15行目	手話通訳技能認定試験	手話通訳技能認定試験	「訳」を追加	
68	「手話通訳の理念と仕事Ⅱ」	表2 5行目	文化的総意や	文化的相違や	「総意」→「相違」に訂正	